

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関する報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものであり、28事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。

2. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。

3. 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）

28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

4. 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の扱い手が拡大され、29年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社13社及び特定信託業者8社（24件）、自己信託1社、信託契約代理店226社（注）が参入している。28年7月1日から29年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）
運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消は行っていない。
- ② 信託契約代理店（登録制）
信託契約代理業の登録は68社、廃業等による登録抹消は2社となっている。

（注）信託契約代理店226社のうち131社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28事務年度は、2社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や検査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。